

<姫路市> 令和8年度介護職員等処遇改善加算・提出必要書類判断表

【令和8年6月から処遇改善加算が新設されるサービス】

<重要>

※本表における計画書とは、令和8年度介護職員等処遇改善計画書を表しています。

※加算変更届とは、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2、別紙3-2又は別紙50）を表しています。

※体制一覧表とは、体制等状況一覧表（別紙1）を表しています。

※令和8年度特例要件とは、ケアプランデータ連携システム（厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めたものを含む。）を利用していること（加入だけでは不可。誓約可。）、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していること（誓約可。）、介護サービス事業者等が所属する法人が、社会福祉法第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していることを表しています。

対象サービス	区分	必要書類	注意点①	注意点②	注意点③
・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・居宅介護支援 ・介護予防支援	法人内のその他の介護サービスで令和8年4月及び5月分の処遇改善加算を算定している事業者が、令和8年6月から左記のサービスでも介護職員等処遇改善加算を算定する場合	計画書＋加算変更届・体制一覧表	計画書は令和8年4月15日までに 姫路市処遇改善加算受付事務局（委託先） へ既存サービス分と合わせて電子フォームにて提出してください。 ※最終提出期日は令和8年4月30日までとしますが、補正対応に時間を要する場合や審査の結果、給与制度を変更する必要が生じる場合があるので、令和8年4月15日までの提出を推奨します。	加算変更届・体制一覧表は、 監査指導課 へ提出してください。 提出期限は、 令和8年5月15日（監査指導課必着） とします。	※令和8年度特例要件についての要件を満たすことにより、介護職員等処遇改善加算を算定する場合、加算変更届に令和8年度特例要件を満たすことが分かる書類の添付は不要です。
	法人内のその他の介護サービスで令和8年4月及び5月分の処遇改善加算を算定していない事業者が、令和8年6月から左記のサービスで介護職員等処遇改善加算を算定する場合	計画書＋加算変更届・体制一覧表	計画書は令和8年6月15日までに 監査指導課 へ提出してください。	加算変更届・体制一覧表は、 監査指導課 へ提出してください。 提出期限は、 令和8年6月15日（監査指導課必着） とします。	